

## 第4章 公共施設再配置の必要性

### 1 市の将来人口推計

本市では、総合計画の後期基本計画(平成25年度から平成29年度)の策定に際し、平成22年(2010年)の国勢調査結果をもとに人口推計を行っています。

推計結果は、平成26(2014)年の人口96,763人、平成27(2015)年96,833人、平成28(2016)年96,718人、平成29(2017)年96,603人と推計され、同様の手法により平成32(2020)年の人口推計を実施すると人口96,257人となります。

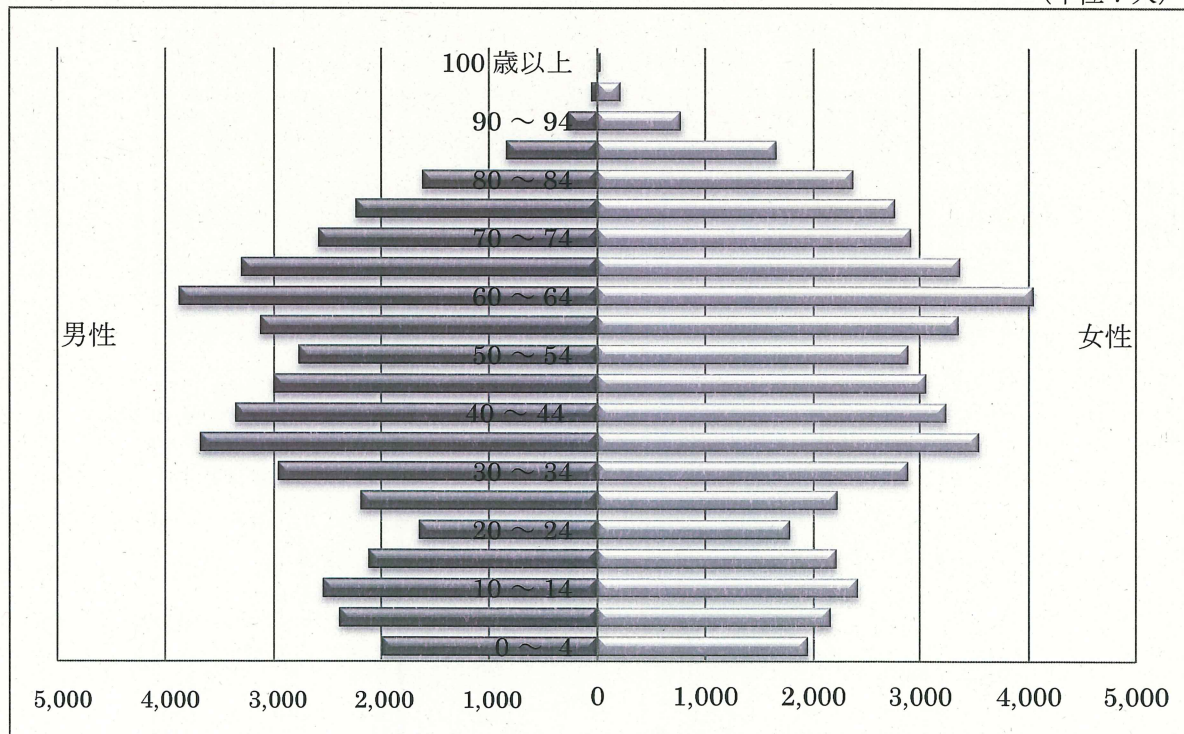
平成22年の国勢調査結果の人口96,479人と比較すると、5年後の平成27年は354人(0.37%)増加し、10年後の平成32年は222人(0.23%)の減少となり、平成27年をピークに年々減少していきます。

年齢3区分別人口については、0歳～14歳の年少人口が平成27年に12,959人、平成32年には12,484人と平成22年の13,440人から約1,000人が減少し、生産年齢人口である15歳から64歳の人口は、平成27年が55,562人、平成32年には54,085人と平成22年の58,018人から約4,000人減少すると推計されています。

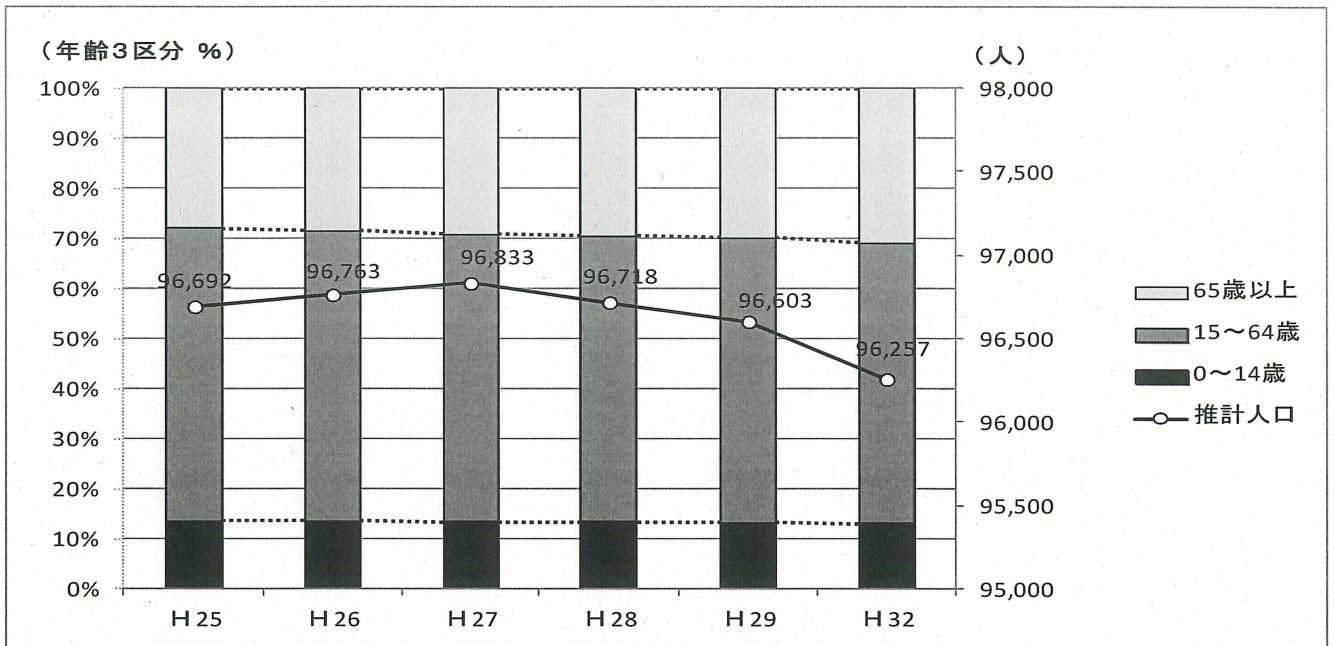
一方で65歳以上の高齢者の人口は、平成27年に28,312人、平成32年には29,688人となり平成22年の25,021人から約4,600人(約1.2倍)に増加し、高齢化率が30.8%となり、超高齢社会が加速すると推計されています。(グラフ14・15)

※グラフ14：平成22年国勢調査人口

(単位：人)



※グラフ 15：総合計画将来人口と年齢3区分構成の推計



(参考)

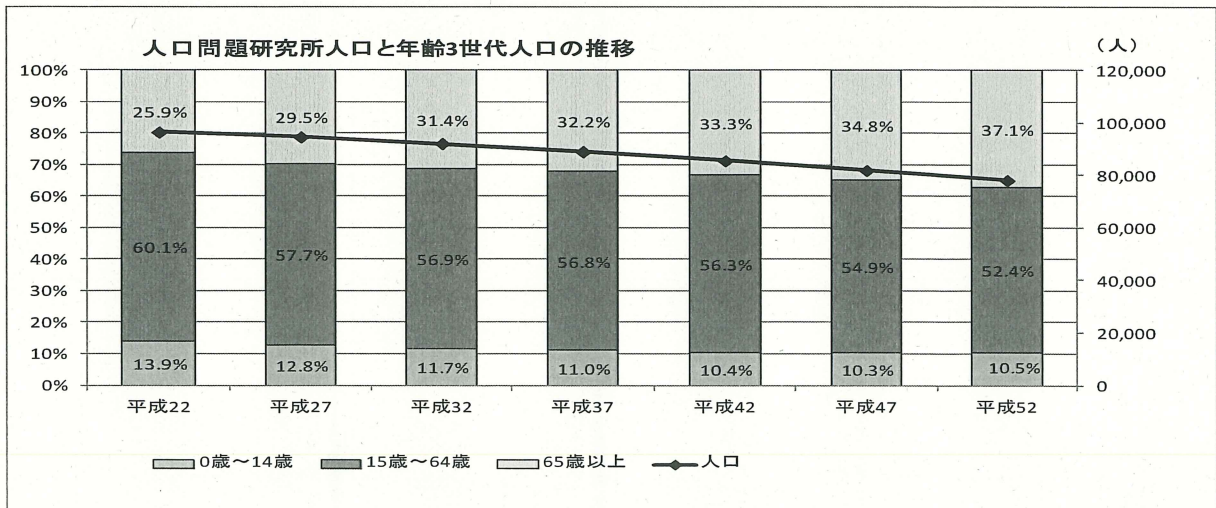
※ 国立社会保障・人口問題研究所における推計人口

この推計は、平成 25 年 3 月 1 日現在の 1 県（福島県）および 1,799 市区町村（東京 23 区および 12 政令市の 128 区と、この他の 764 市、715 町、169 村）を対象とし、平成 22（2010）年～平成 52（2040）年における市区町村別の将来人口推計の結果をとりまとめたものです。

その結果、安曇野市の人口は、平成 22 年の 96,479 人から減少を続け、平成 52 年には 78,222 人と推計されています。（グラフ 16）

総人口指数は、平成 22 年（2010）を 100 とした場合、平成 52 年（2040）は、81.1 となり、年少人口は 13,431 人から 8,204 人に、生産年齢人口は 58,024 人から 40,972 人となる一方で、老年人口は 37,861 人から 45,772 人に増加すると推計されています。

※グラフ 16：国立社会保障・人口問題研究所人口推計と、3 世代人口の推移



## 2 財政計画（平成24年度から平成32年度）

平成24（2012）年3月に公表された財政計画（平成24年度から平成32年度まで）は、実施計画による事業の反映と、その他の経費については、過去の決算データに基づいて増減率や平均値、定額などで推計をしています。

### (1) 歳入

歳入の予算規模は、平成26（2014）年度の420億1千万円をピークとし、平成32年度には336億2千万円と減少していきます。（グラフ17）

#### ア 市町村税

現行の税制度を基本としながら、人口問題研究所の試算による人口が減少することとした時の就労人口の減少や高齢者人口の増加を勘案して推計をしています。

個人市民税は、中期経済予測で復興需要により平均1%の成長率を見込んでいますが、就労人口の減少により所得割は減少、均等割は税制改正により平成26年度は増額で推計しています。

法人市民税は、平成24年度の見込みは下落が予想され、それ以降は所得割を平均1%増、均等割を微減と推計し、固定資産税は、評価替えや地下公示価格等の下落を考慮し減額で推計しています。

このことから、平成26年度の108億3千万円を最高とし、上記の影響を考慮し、平成32年度には105億4千万円と安定的に確保されるとしています。

#### イ 地方交付税

現行の制度を基本としながら、普通交付税の算定の特例（平成28年度から5年間の激変緩和の減額）や合併特例債等の元利償還金に係わる基準財政需要額への算入分を合わせて推計し、特別交付税については、過去の実績から定額5億円で見込んでいます。

交付税の総額は、交付税は平成26年度の113億9千万円を最高として、平成32年度には100億3千万円に減少する見込みとしています。

なお、地方交付税は、算定の特例が平成27（2015）年で終了し、その後5年間で激減緩和が行われますが、合併特例債の元利償還金に対する基準財政需要額への算定が続くため急激な減少とはならないと見込まれます。

#### ウ 地方債

合併特例事業債等は実施計画に基づき算出し、臨時財政対策債は制度継続を前提に、財源不足基礎方式等により算出しました。

このことから、合併特例債発行期限（改正前）の平成27年度までは、予算規模が増加し、平成26年度の95億7千万円が発行額のピークとなり、平成28年度以降は合併特例債以外の地方債を計上し、平成32年度には22億9千万円になるとしています。

## (2) 歳出

歳出の予算規模は、平成26年度の416億8千万円をピークとし、平成32年度には333億7千万円に減少すると見込まれます。

このことは、地方債のうち合併特例債発行期限（法改正前）と普通交付税の算定の特例による地方交付税の減額が実施計画に影響することから歳出総額も減少するものです。（グラフ18）

### ア 公債費

既借入分の元利償還金及び事業に連動した新規借入分に係る償還金を見込み個別に算出し、新規借入利率については、1.2%で算出しています。

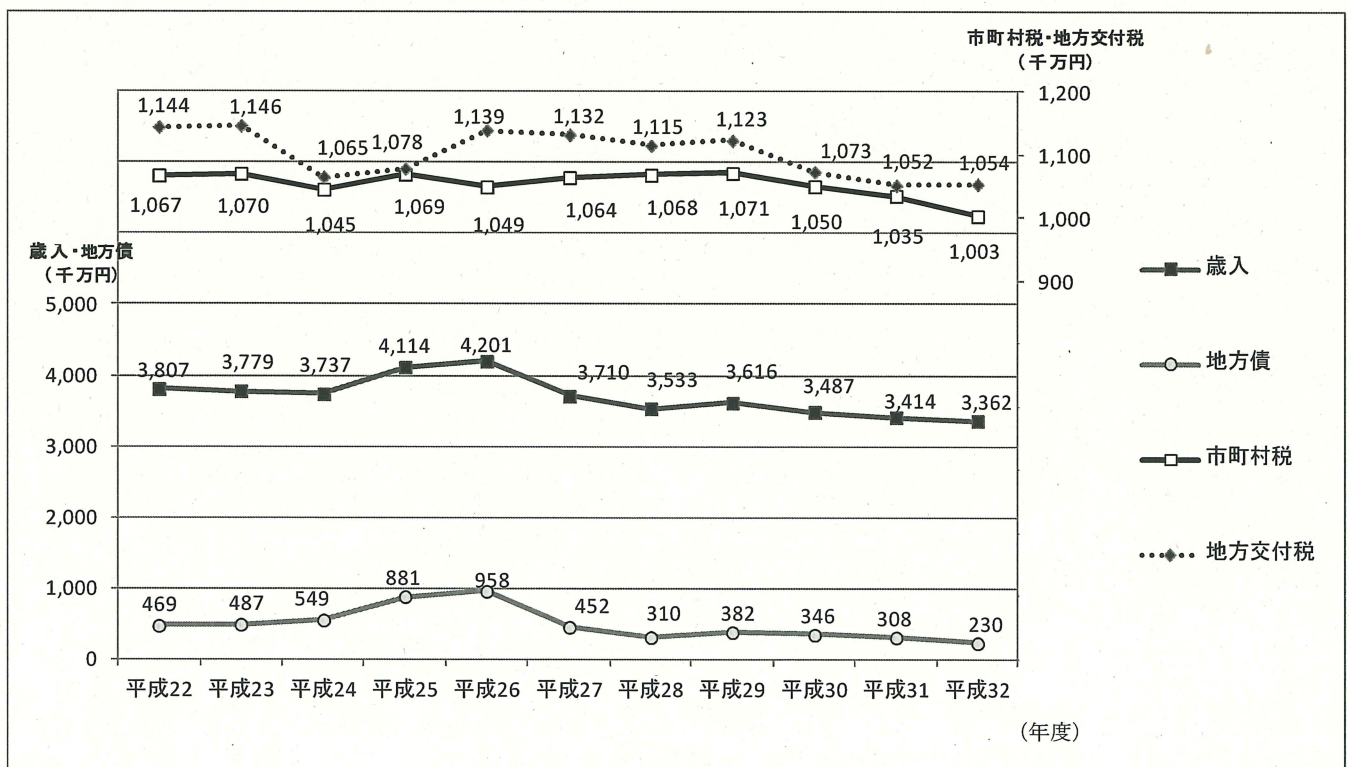
公債費は、平成29年度の57億6千万円をピークに償還額が毎年減少していきます。

### イ 普通建設事業費（投資的経費）

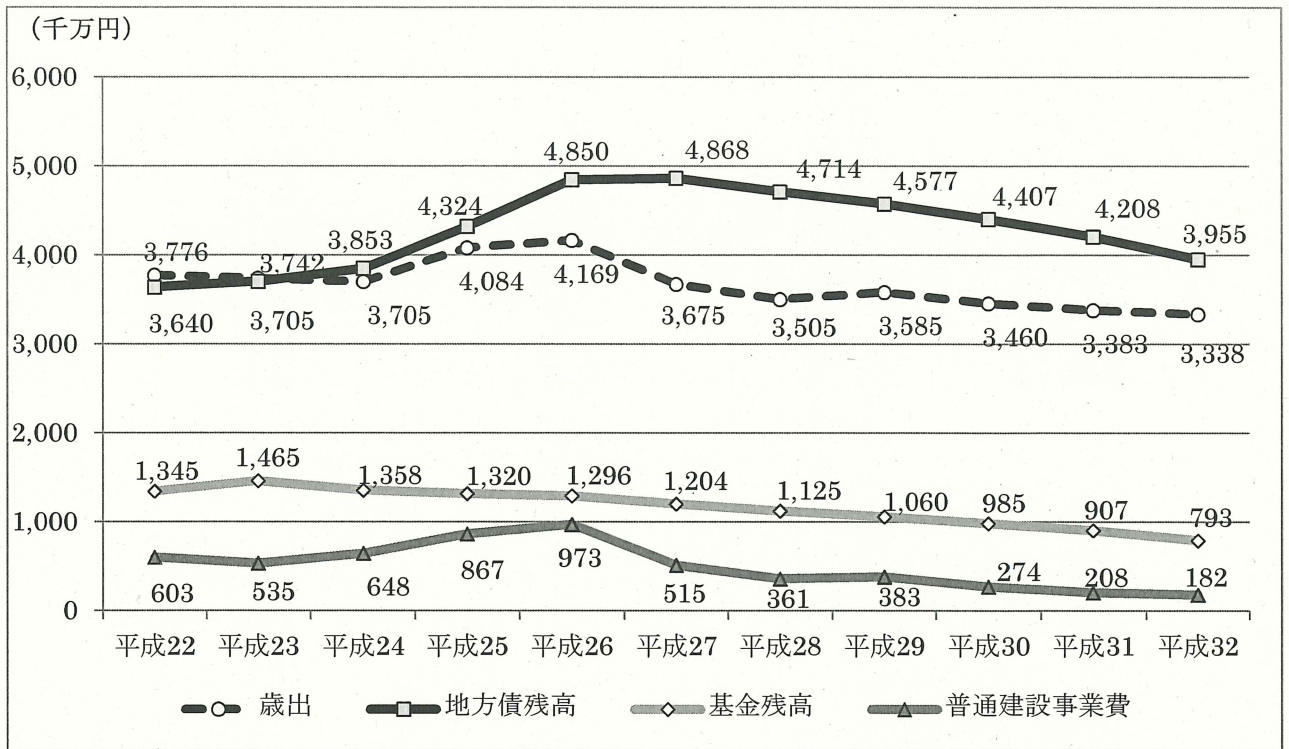
実施計画に係る事業費及び通常ベースの事業費を見込み算出しています。

普通建設事業費は、合併特例債発行期限（改正前）の平成26年度までは伸びて行きますが、平成27年度以降は急激に減少し、平成32年度には18億1千万円まで縮小する計画です。

※グラフ17：財政計画 【歳入】



※グラフ 18：財政計画 【歳出】



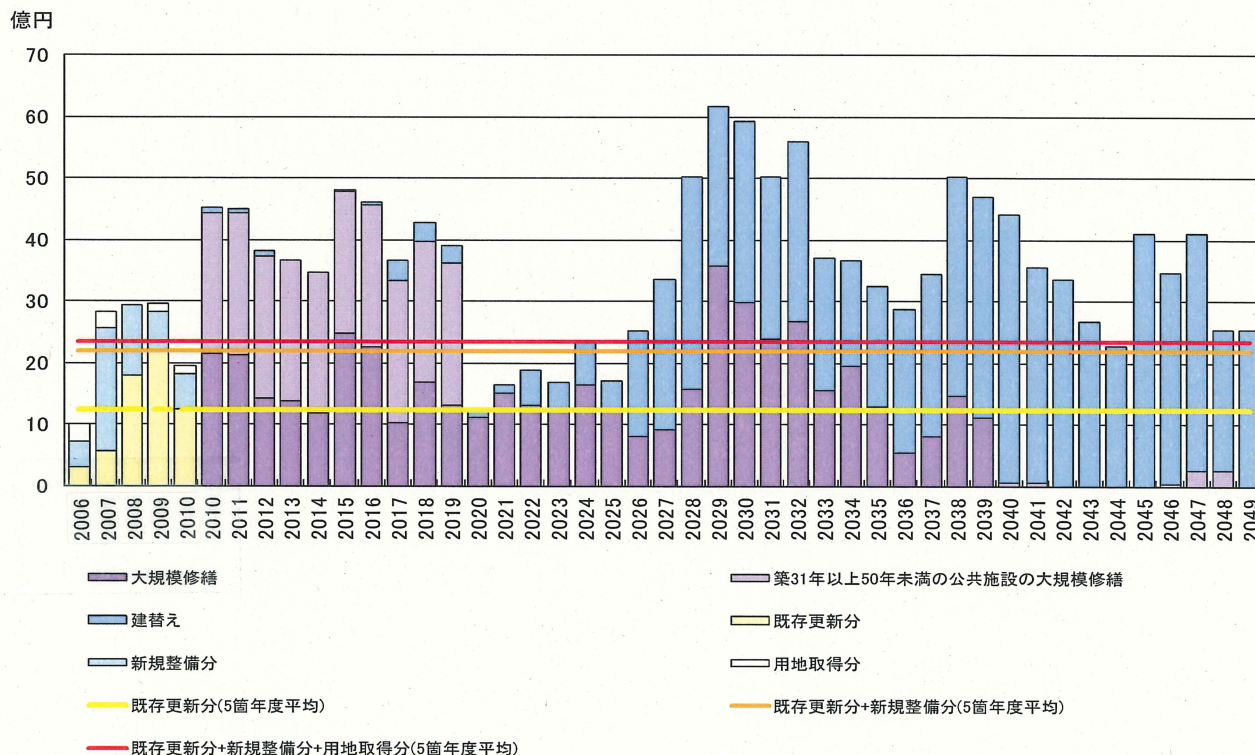
### 3 施設の建て替え及び改修にかかるコストの試算

本市の公共施設は、昭和40年代はじめ（1960年代後半）から建設された施設が多く、これら施設の安全性を確保するための大規模改修や建て替えに今後多額の費用を要することが考えられます。

そこで現在、市が保有する施設について、すべて同じ面積で維持し、また、耐用年数経過後に新たに建て替えると想定し、築年別整備状況に合わせて平成23（2011）年度以降40年間に必要なコストを試算しました。その結果、公共施設の維持、更新に要するコストは、平成18（2006）年度から平成22（2010）年度までの5年間の投資的経費の平均を遥かに上回る費用が必要であることが分かりました。

このことは、現状の財政状況では、すべての施設の大規模改修や建て替えの実施が困難であることを示しています。（グラフ19）

※グラフ 19：公共施設の将来の更新費用推計



#### 【公共施設の将来の更新費用推計の条件】

現状の建物延床面積を同規模で維持することとシコストを計算しました。今後想定される施設の統合や廃止等による建物延床面積の減少や、増改築による建物延床面積の増減は考慮していません。

#### 【施設建設後経過年数とコストの内容】

- (1) 施設建設後 30 年経過時点で大規模改修を実施
- (2) 施設建設後 60 年経過時点で建て替え

#### 【費用の算定条件】

- (1) 大規模改修及び建て替えとも、施設の種類ごとに決定された単位面積当たり費用に、当該公共施設の延床面積を乗じて算出しました。
- (2) 平成 22 (2010) 年度末時点で建築後 31 年以上 50 年未満の大規模改修費用については、平成 22 (2010) 年度から平成 31 (2019) 年度までの 10 年間で均等に大規模改修を行うと仮定して費用を算出し、51 年以上経過している建物については、建て替えの時期が近いので、大規模改修は行わずに 60 年を経過した年度に建て替えると仮定して費用を算出しました。

#### 【過去 5 年間の建設事業費用基準額】

平成 18 (2006) 年度から平成 22 (2010) 年度までの 5 年間について、次のとおり 3 つの建設事業費用基準額 (1 年当り) を算出して更新等費用と比較しました。

##### (1) 既存更新分

公共施設の建て替え及び改修に要した費用・・・約 12 億 2 千万円

##### (2) 既存更新分+新規整備分

上記(1)に新たな公共施設整備に要した費用を加算・・・約 21 億 8 千万円

##### (3) 既存更新分+新規整備分+用地取得分

上記(2)に公共施設建設のための用地取得費を加算・・・約 23 億 3 千万円

#### 4 公共施設再配置の必要性

以上第 1 章で市の概要を整理し、第 2 章から第 3 章で本市が保有する公共施設の現状分析を実施しながら、今まで分かりにくかった公共施設の全体像や個々の施設の管理経費、さらには利用者一人当たり (利用者一回当たり) の単価等を明確にし、現時点で各施設の抱える課題を明らかにしてきました。

本市の大きな特徴は、平成 17 (2005) 年に旧 5 町村が合併により誕生した市であることです。現在、市が保有する公共施設のほとんどは、合併前の旧町村が住民の福祉向上を目的として整備したものであり、旧町村時代に、その人口規模には関わらず独立した自治体として必要な施設を整備してきました。合併によりこれらのすべての公共施設を新市が引き継いだことから、同じような機能を持つ複数の施設を保有しています。この状況が人口 10 万人規模の本市にふさわしい状況であるかを考えることが本白書作成の目的の一つです。

白書のデータを通じて前述したことを含めて以下の課題が明らかとなりました。

- 1) 合併前の旧町村が整備した同じ機能を有する施設が複数存在している。これらの施設は 10 万人規模の自治体にとっての適正規模なのか検討が必要となっている。
- 2) 市は総合計画に掲げた施策目的を達成するための手段として公共施設を整備してきた。しかし、利用率が低調であったり、利用者が少ない施設が見受けられる。これは、施設整備後年数が経過する中で、社会経済状況や市民生活の変化により、すでに施設整備当時の目的を達成し、或いは施設が現在の需要とかけ離れてしまったことが原因であると考えられる。

公共施設を保有していることは、即ち市がなんらかの財政負担を負うこととなる。利用率や利用者数が低下しているからと言って直ちにその施設が不要であるとは言えないが、すでに目的を達成し、現在の目的と施設の実態とがかけ離れてしまった施設のあり方について検討が必要となっている。

- 3) 全国的な傾向と同じく、本市の公共施設も高度経済成長期以降に建設された建物が多く、近い将来に耐用年数を迎えたり大規模改修の時期を迎える施設が多くある。少子高齢・人口減少時代を迎える中では、すべての施設の更新費用を確保することは困難である。限られた財源を有効に使って公共施設サービスを維持することが必要となっている
- 4) 現時点で相当な年数が経過しているものの耐震補強工事を施さずに市民の利用に供している施設がある。過去の大地震においても耐震補強工事後の効果は明らかとなっており、自治体はその危険性を認識しつつ公共施設を市民利用に供した結果、災害により人命を落とすような事態を招くことは許されない。多くの市民が利用する施設で安全性が確保できない建物については、市民に理解を求めてその利用を中止して市民の生命を守ることも必要と考える。

市は、市民生活の向上と行政サービスに対する市民の満足度向上を目標に掲げ、総合計画に基づく具体的な施策を展開し、これらの目標を達成するための手段として公共施設を整備してきました。

しかしながら、社会経済状況の変化に伴い市民の行政に対するニーズは変化してきたことから、行政も常に市民の意向を把握し変化するニーズに対応しながら施策を展開してきましたが、その一方で公共施設については、当初の設置目的を変えずに維持し続けてきた現実があります。

合併から7年を経た今日、各公共施設の設置目的を今一度見直し、本当に必要とされる公共施設を選択し、集中して投資していくことが求められていることから、市民の理解をいただきながら将来の公共施設のあり方―再配置計画―を検討していく必要があります。